

川崎市立川崎病院医師事務作業補助者調整委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立川崎病院医師事務作業補助調整委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 当院に勤務する医師及び歯科医師（以下、「医師」という。）の負担の軽減及び処遇の改善に関し、医師の過重労働状況を把握し、医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する課題等の対応策として、医師事務作業補助者をより効率的かつ効果的な配置、人材育成及び環境整備の検討等を行うため委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 医師の業務量に合わせた医師事務作業補助者の配置調整
- (2) 医師事務作業補助者の研修計画の確認
- (3) 医師事務作業補助者の課題の改善策の検討
- (4) 医師事務作業補助者の人材確保策の検討
- (5) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で組織する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長を充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委

員長代理者がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理をする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月28日から施行する。